旭川市地区民生委員推薦準備会開催要綱 (案)

(趣旨)

第1条 旭川市の民生委員・児童委員(主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。) 候補者の推薦に当たり、民生委員法第8条の規定に基づく旭川市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)において、地域住民の意見を十分に取り入れ、適格者の選出を行うため、市内の地区民生児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)を単位とする区域ごとに旭川市地区民生委員推薦準備会(以下「推薦準備会」という。)を開催する。

(職務)

第2条 推薦準備会は,推薦会において定められた旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委 員候補者推薦要領に基づき,民生委員等としての適格者に関する意見交換等を行い,適格 な候補者を推薦会に内申するものとする。

(委員)

- 第3条 推薦準備会の委員は、地区民児協会長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼した者とする。
 - (1) 地区市民委員会及び自治会等の関係者
 - (2) 地区市民委員会女性部の関係者
 - (3) 地区社会福祉協議会の関係者
 - (4) 青少年育成活動団体の関係者
 - (5) 社会福祉団体の関係者
 - (6) その他学識経験のある者
- 2 市長は、前項の規定に基づき就任を依頼する場合、書面により依頼するものとする。

(会議)

- 第4条 推薦準備会は、地区民児協会長を除く委員のうちから代表委員1名を互選により選出し、代表委員は、会議を招集してその進行役となる。
- 2 地区民児協会長は、前項で定めた代表委員を補佐し、推薦準備会の運営の総括、推薦調書等の作成及び関係行政機関等との連絡調整等を行う。

(遵守事項)

- 第5条 推薦準備会は、一部の強い発言等によって意思決定を左右されることなく、参加者 の総意に基づき民主的に運営されなければならない。
- 2 推薦準備会の委員は、地域住民の代表であることを自覚し、会議の内容等について、そ の秘密を厳守しなければならない。

(謝礼の額及び支給方法)

第6条 推薦準備会委員に支給する謝礼の額は,第2条に定める職務に対し一律2,000 円とし,職務が終了した後,口座振込により支払う。

(庶務)

第7条 推薦準備会の庶務は、福祉保険部福祉保険課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推薦準備会委員からの意見を踏まえ、 福祉保険部福祉保険課長が定める。

附則

この要綱は、令和4年 月 日から施行し、同年12月1日に廃止する。